

## 鹿児島市営住宅自動販売機（飲料）設置事業者募集要項 （制限付き一般競争入札）

鹿児島市が行う市営住宅自動販売機（飲料）の設置に関する土地貸付契約に係る制限付き一般競争入札に参加する者は、この募集要項及び別添入札物件仕様書（別紙1）の各事項を承知の上、申し込むこと。

### 1 入札物件（設置場所等）

物件番号	設置場所	所在地	貸付面積※	販売品目	台数	契約区分
1	紫原住宅 (別紙2-1参照)	紫原1丁目6番1	2 m <sup>2</sup>	飲料 (清涼飲料水)	1	飲料A
2	辻ヶ丘住宅 (別紙2-2参照)	東坂元2丁目 3 1 9 3 番	2 m <sup>2</sup>	飲料 (清涼飲料水)	1	飲料B
3	辻ヶ丘住宅 (別紙2-3参照)	東坂元2丁目 3 2 4 9 番	2 m <sup>2</sup>	飲料 (清涼飲料水)	1	飲料C
4	西伊敷住宅 (別紙2-4参照)	西伊敷7丁目 5 0 0 0 番 7 4	2 m <sup>2</sup>	飲料 (清涼飲料水)	1	飲料D
5	星ヶ峯住宅 (別紙2-5参照)	星ヶ峯2丁目 4 0 5 5 番	2 m <sup>2</sup>	飲料 (清涼飲料水)	1	飲料E
6	錦江台住宅 (別紙2-6参照)	錦江台1丁目 9 5 2 4 番 5	2 m <sup>2</sup>	飲料 (清涼飲料水)	1	飲料F
7	武岡住宅 (別紙2-7参照)	武岡1丁目2番1	2 m <sup>2</sup>	飲料 (清涼飲料水)	1	飲料G

※貸付面積には、使用済み容器の回収ボックス設置部分・放熱余地・転倒防止板を含む。

### 2 設置場所の貸付期間

令和6年8月1日から令和9年3月31日まで（2年8月間）とする。

ただし、市が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者（借受者）が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったときその他市が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがある。なお、更新は行わない。

### 3 貸付料及び設置条件等

#### (1) 貸付料等

##### ① 貸付料（年額）

土地の貸付においては、落札価格とする。

##### ② 電気使用料

電気使用料金は、設置事業者が直接電力会社と契約の上、支払うものとする。

##### ③ 貸付料及び電気使用料の支払方法

市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに納入すること。

##### ④ 支障物の撤去

設置に支障となる植栽等がある場合は、住宅課に確認の上、設置事業者において撤去等を行うこと。

#### (2) 使用上の制限

自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

#### (3) 設置する自動販売機の条件及び維持管理の遵守事項

入札物件仕様書（別紙1）のとおり

### 4 入札参加資格要件

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

(4) 参加申込み時点において、鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱（平成8年5月28日制定）及び鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。

(7) 納期の到来している市税（新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。）を完納していること。

(8) 本公告の日を含む過去2年以上の期間において、自動販売機の設置・運営業務を直接の業とする実績を有すること。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

## 5 入札参加申込

入札に参加する者は、「制限付き一般競争入札参加資格審査申請書」（様式第1）に必要事項を記入・記名のうえ、添付書類を添えて申し込みをすること。

### (1) 受付期間

令和6年7月3日（水）から同月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

### (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

### (3) 受付場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市建設局建築部住宅課住まい計画係（東別館4階）

電話 099-216-1363（直通）

### (4) 必要な書類（各1部）

次の書類を直接持参すること（郵送不可）。

① 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1）

② 販売予定品目一覧（様式第3）

③ 設置を希望する自動販売機のカatalog等（寸法及び消費電力が確認できるもの）

④ 鹿児島市発行の市税の滞納がないことの証明書（本公告の日以降に発行されたもの）

※新型コロナウイルス感染症の影響により、納税猶予等を受けている場合は、本市資産税課に問い合わせること。

⑤ 履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

⑥ 本公告の日を含む過去2年以上の期間において、自動販売機の設置・運営業務を直接の業として行っていたことが確認できる書類（任意様式）

⑦ 委任状（様式第4）（本社が市外にあり、市内の支社等が申請者になる場合は必要。委任者は実印を押印）

(⑧ ⑦の添付資料として、印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）)

### (5) 貸付物件の確認

貸付物件については、事前に現地を確認しておくこと。

## 6 入札参加資格の確認

入札参加申込者には、審査後「入札参加資格確認通知書」（様式第2）により令和6年7月23日（火）までに結果を通知する。

## 7 入札日時及び場所

### (1) 入札日時

日付	物件番号	時間
令和6年7月25日(木)	1	午後2時から
	2	午後2時15分から
	3	午後2時30分から
	4	午後2時45分から
	5	午後3時から
	6	午後3時15分から
	7	午後3時30分から

### (2) 入札場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所 別館4階 401会議室

## 8 入札保証金

入札保証金は、鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。

## 9 予定価格

設定する。

## 10 入札方法等

### (1) 受付

入札の受付は、入札開始予定時間の10分前から行う。

### (2) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、入札開始前に、委任状(様式第5)を提出すること。

### (3) 入札方法

- ① 入札書(様式第6)に契約件名、設置場所、入札金額、日付を記入し、入札者の住所・氏名を記名すること。
- ② 入札金額は、見積もった契約希望金額(年額)の100分の100に相当する金額を算用数字で記入すること。
- ③ 提出された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできないので注意すること。
- ④ 入札回数は3回までとする。

### (4) 開札方法

入札締切後、直ちに開札を行う。

### (5) 落札者の決定方法

- ① 開札の結果、予定価格以上で最高の金額をもって入札した者を落札者とする。
- ② 落札者となる同価格の入札者が2名以上あったときは、くじにより落札者を決定する。  
なお、くじは辞退することができないものとする。

- ③ 開札の結果、予定価格に達しない場合は直ちに再入札を行う。なお、再入札を辞退する場合は、入札書の金額欄に「辞退」と記入すること。
- ④ 再入札（再々入札含む。）をしても予定価格に達しない場合は、入札を終了する。

### 1 1 入札の際の持参品

- (1) 入札参加資格確認通知書（様式第2）
- (2) 委任状（様式第5）
  - ※ 本人が入札に参加する場合は、委任状は不要
- (3) 入札書（様式第6）
  - 再入札を行う場合もあるので、コピーしたものを数枚準備すること。

### 1 2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者及び資格審査申請書に虚偽の記載をした者の入札
- (2) 4に定める資格要件を満たさない者のした入札
- (3) 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- (4) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (6) 再度入札における前回の入札の最高金額以下の金額による入札
- (7) 複数の入札書による入札（他の入札参加者の代理人として行う入札を含む。）
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

### 1 3 契約の締結

- (1) 落札者は、令和6年7月30日（火）までに、次の書類を提出すること。
  - ① 公有財産貸付申込書（様式第10）
  - ② 契約書（記名押印したもの3部）及び契約に必要な書類（印鑑証明書、収入印紙）
  - ③ 設置場所への自動販売機及び使用済容器回収ボックス及び引込電柱等の配置図（設置箇所の変更を希望する場合は、別途、協議すること。）
  - ④ その他参考となる書類
    - ※ 期限までに契約書等を提出しない場合は、落札は無効となるので注意すること。
- (2) 契約の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、鹿児島市契約規則第26条各号のいずれかに該当する場合は免除する。
  - ※ 貸付物件は、借受者の責任において原状回復し返還するものであり、契約保証金は万一これが困難又は不可能となったときの担保のためである。そのため、借受人側において原状回復がなされたときに、契約保証金は返還する。
- (3) 鹿児島市営住宅自動販売機（飲料）の設置に関する土地貸付契約書（案）は、別紙3のとおり。

#### 14 その他

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付契約を締結しなかった場合は、契約を締結せずに自動販売機設置事業者としての決定を取り消す。
- (2) 本募集要項に定めのない事項は、鹿児島市契約規則、鹿児島市会計規則その他関係法令等の定めるところによって処理するものとする。

#### 15 お問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市建設局建築部住宅課住まい計画係（東別館4階）

電話 099-216-1363（直通）